

平成 27 年度後期ビジネス・キャリア検定試験の試験問題における誤りについて

平成 27 年度後期ビジネス・キャリア検定試験の 3 級人事・人材開発の試験問題において、下記のとおり、誤りがありましたので、お知らせいたしますとともにお詫び申し上げます。

記

問題番号	該当箇所	本問の取扱
13	選択肢	以下のとおり。

本問は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法第 68 号）に規定されている定年退職や高年齢者雇用確保措置に関する記述として、労使協定が結ばれている場合であれば法令に違反しないものを選ばせる設問であり、選択肢ウの「継続雇用の対象者を、具体的で客観的な基準を設けて選別することにした。」を正解としていたところです。

しかしながら、同法は平成 24 年に改正されており、それまでは認められていた労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めることができる仕組みが廃止され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、正解としていた選択肢ウは試験実施日時点では誤りとなり、正解肢がないこととなりました。

そのため、当該問題は不成立とし、解答内容の如何に関わらず受験者全員を正解と見なすことと致します。

また、この結果、10 人の方が追加合格となりましたので、対象者には個別にお知らせ致します。

(参考)

問題 13 定年退職や高年齢者雇用確保措置に関する記述として、労使協定が結ばれていれば法令に違反しないものは、次のうちどれか。

- ア. 65 歳までの継続雇用制度を設けたので、定年年齢を 55 歳に変更した。
- イ. 何年も継続雇用の希望者がいないので、高年齢者雇用確保措置の上限年齢を 62 歳に凍結した。
- ウ. 継続雇用の対象者を、具体的で客観的な基準を設けて選別することにした。
- エ. 継続雇用の対象者を、「会社が必要と認めた者に限る」とした。